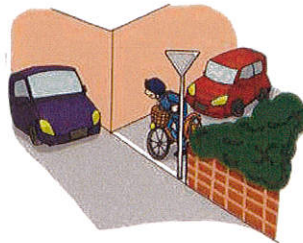
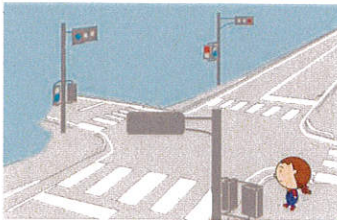


交通安全テスト (中学・高校生用)

- ① 自転車には、「自転車安全利用五則」という交通ルールがある。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

- ② 歩道を自転車で通行する場合、他の歩行者に注意し、徐行しさえすればどんな歩道でも通行することができる。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

- ③ 自転車を運転する際は、「交差点では信号と〇〇〇〇を守って、安全確認」をして通行する。
○ に当てはまる言葉を漢字で書きましょう。



答え

- ④ 自転車を運転する際、「夜間は〇〇〇を点灯」する。
○ に当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。

答え

- ⑤ 自転車に乗車する際は、「〇〇〇〇〇を着用」しなければならない。
○ に当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。

答え

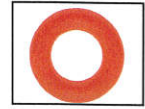
交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車には、「自転車安全利用五則」という交通ルールがある。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

自転車には、「自転車安全利用五則」※という交通ルールがあります。
自転車は車の仲間ですので、交通ルールをしっかり守りましょう。

※ 令和4年11月1日改定。



- ② 歩道を自転車で通行する場合、他の歩行者に注意し、徐行しさえすればどんな歩道でも通行することができます。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

自転車の通行場所は、**車道が原則で歩道は例外**です。

13歳未満の児童等や右の標識（自転車歩道通行可）がある所であれば、自転車に乗ったまま歩道を通行することができます。

また、歩道を通行する際には『**歩行者優先**』で、自転車は『**車道寄り**』を走らなければなりません。



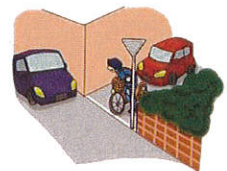
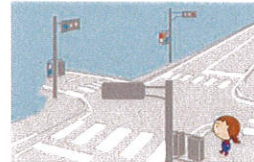
- ③ 自転車を運転する際は、「交差点では信号と〇〇〇〇を守って、安全確認」をして通行する。

○ に当てはまる言葉を漢字で書きましょう。

★解説★

○ に入るのは「**一時停止**」です。

交差点は、交通事故が起こりやすい危険な場所ですので、信号や一時停止は必ず守って、左右の安全を確かめてから通行しましょう。



- ④ 自転車を運転する際、「夜間は〇〇〇を点灯」する。

○ に当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。

★解説★

○ に入るのは「**ライト**」です。

自転車のライトは道路を照らすためだけでなく、他の車やバイクに自分がいることを気付いてもらう役目もあるので、夕方・夜間は必ずライトを点けましょう。

- ⑤ 自転車に乗車する際は、「〇〇〇〇〇を着用」しなければならない。

○ に当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。

★解説★

○ に入るのは「**ヘルメット**」です。

自転車事故で亡くなった方の負傷部位で一番多いのが「**頭**」です。

自分の大切な命を守るために、自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶりましょう。

＜交通安全テスト＞

解答・解説（中学・高校生用）

- ① 自転車には、「自転車安全利用五則」という交通ルールがある。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

【問題のポイント】

★ 自転車の安全利用を促進するため、自転車の交通ルールを定めた「自転車安全利用五則」があります。

※ このルールは、令和4年4月27日に全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務化等を内容とする改正道路交通法が公布されたことを機に、同年11月1日に改正されています。

【関係法令等】

● 改正後の自転車安全利用五則の内容

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

● 改正前

- 1 自転車は、車道が原則、
歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、
車道寄りを通行
- 4 安全ルールを守る
○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○ 夜間はライトを点灯
○ 交差点での信号遵守と
一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

＜指導のポイント＞

自転車を利用するにあたって、被害者・加害者にならないためには、「自転車安全利用五則」の徹底が基本です。

自転車安全利用五則以外にも、自転車にはいろいろなルールがありますので、しっかり守って安全運転に努めましょう。

- ② 歩道を自転車で通行する場合、他の歩行者に注意し、徐行しさえすればどんな歩道でも通行することができる。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

【問題のポイント】

★ 自転車の通行場所は、車道が原則で、歩道は例外です。

どんな歩道でも通行できるわけではなく、歩道を通行できる場合は例外的に定められています。

【関係法令等】

● 道路交通法 第63条の4（普通自転車の歩道通行）

第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

第1号 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

第2号 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

第3号 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

- 道路交通法施行令 第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）
道路交通法第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - 第1号 児童及び幼児 ※13歳未満の子供
 - 第2号 70歳以上の者
 - 第3号 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者
 - 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））
- (8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。
- ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。
 - イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩道の車道寄りを、歩行者の通行を妨げないように徐行しなければなりません。また、歩行者がいなくても、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

③ 自転車を運転する際は、「交差点では信号と〇〇〇〇を守って、安全確認」をして通行する。

○ に当てはまる言葉を漢字で書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ ○ に入るのは「一時停止」です。

問題①の「自転車安全利用五則」の「2」にあるように、交差点を通行する際は、信号と一時停止規制をしっかり守りましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務）
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。
- 道路交通法施行令 第2条（信号の意味等（抜粋））
 - 第1項
 - 赤色の灯火
車両等は、停止位置を越えて進行してはならないこと。
 - 人の形の記号を有する赤色の灯火
横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。
 - 黄色の灯火
車両及び路面電車（以下「車両等」という。）は、停止位置をこえて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。

- 人の形の記号を有する青色の灯火の点滅
横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。
- 青色の灯火
多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進（右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以下この条において同じ。）をし、又は左折することができること。
- 人の形の記号を有する青色の灯火
普通自転車は、横断歩道において直進をし、又は左折することができること。

第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅、又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次のとおりとする。

- 人の形の記号を有する青色の灯火
自転車は、直進をし、又は左折することができること。
- 人の形の記号を有する青色の灯火の点滅
自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。
- 人の形の記号を有する赤色の灯火
 - 2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。
 - 3 交差点において既に左折している自転車は、そのまま進行することができること。
 - 4 交差点において既に右折している自転車は、その右折している地点において停止しなければならないこと。
- 道路交通法 第43条（指定場所における一時停止）
車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

<指導のポイント>

交差点は、事故が起りやすい危険な場所です。

信号や一時停止規制を必ず守って、左右の安全を確認してから通行するようにしましょう。

④ 自転車を運転する際、「夜間は〇〇〇を点灯」する。

○ に当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ ○ に入るのは「ライト」です。

夜間、自転車を運転するときは、**ライト**を点けて運転しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））
車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令 第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令 第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルの中など）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。
- 大阪府道路交通規則 第10条（軽車両が道路を通行する場合の灯火）
道路交通法施行令第18条第1項第5号の規定により軽車両（牛馬を除く。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1 白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯
 - 2 橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの位置から点灯を確認することができる光度の尾灯。ただし、夜間、道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で後方百

メートルの位置から照射した場合に、その反射光が照射位置から確認できる橙色又は赤色の反射器、反射性を有するテープ等は、尾灯とみなす。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節2（自転車の点検）

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

(8) 前照灯は、明るい（10メートル前方がよく見えるか。）。

(10) 尾灯や反射器材（後部反射器材と側面反射器材）は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

大阪府警察では車両の早期のライト点灯を呼びかけています。

⑤ 自転車に乗車する際は、「〇〇〇〇〇〇を着用」しなければならない。

〇 に当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。

【問題のポイント】

★ 自転車に乗るときは、自分の命を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

【関係法令等】

● 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、**児童又は幼児を自転車に乗車させるときは**、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）

★ 改正後（令和5年4月26日までに施行）

1 **自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。**

2 自転車の運転者は、**他人を当該自転車に乗車させるときは**、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、**児童又は幼児が自転車を運転するとき**は、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））

(9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

<指導のポイント>

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。

ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自転車に乗るときは、子供も大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。